

改正

平成9年6月26日規則第28号

平成10年12月8日規則第54号

平成31年3月29日規則第7号

江別市経済審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江別市経済審議会条例（昭和60年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項に規定する委員の数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 消費者代表 3人以内
- (3) 事業者代表 9人以内
- (4) 公募による者 2人以内

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年6月26日規則第28号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年12月8日規則第54号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱する委員について適用し、同日前に委嘱している委員については、なお従前の例による。